

技 第 1 9 8 号 の 1

平成 1 9 年 2 月 1 3 日

県土整備部各課

各出先機関の長 様

技術管理課長

「電子納品運用ガイドライン(案)」の改訂について(通知)

電子納品については、平成 1 5 年 4 月から試行が開始され、平成 1 9 年度までに全ての事業に導入する予定ですが、県土整備部の「電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】、【委託業務編】」を下記のとおり改訂したので通知します。

記

- 1 . 改訂概要 別紙のとおりです。
- 2 . 適用月日 平成 1 9 年 4 月 1 日以降契約を締結する案件からとします。
- 3 . ガイドラインの入手方法 県庁ホームページからダウンロードして下さい。

技術管理課 電子納品のページ

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i_gikan/densi_noohin/noohin_top.htm

電子納品運用ガイドライン(案)の改訂概要

平成19年2月

県土整備部 技術管理課

県土整備部の電子納品にあたっては、国土交通省の各規定類(電子納品要領(案)など)を適用することとしていますが、今年度、国土交通省の測量、地質・土質調査業務の事前協議ガイドライン(案)が廃止され、電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】【地質・土質調査編】が新規に策定されたこと等をふまえ、県土整備部では

- ・ 電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】
 - ・ 電子納品運用ガイドライン(案)【委託業務編】
- の2つのガイドラインを改訂することといたしました。

主な改訂点

- ・ 国土交通省の「事前協議ガイドライン【測量編】、【地質・土質調査編】」が廃止され、新たに「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(H18.9)、【地質・土質調査編】(H18.9)」が策定されたため、これらのガイドラインを適用することとしました。
- ・ CAD データファイルの形式を原則として SXF(SFC)から SXF(P21)としました。
- ・ 土木事業における機械設備工事や電気通信設備工事についても本ガイドラインを適用することとしました。

適用等

- ・ 本ガイドラインを千葉県庁ホームページ上で平成19年2月より公開し、適用は平成19年4月1日以降、契約を締結する案件からとします。